

議案第15号

平成28年度牧之原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度牧之原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|     |                    |   |
|-----|--------------------|---|
| (1) | 給水戸数(件数)           | 15,900件   |
| (2) | 年間総配水量             | 6,935,000 <sup>3</sup> m  |
| (3) | 一日平均配水量            | 19,000 <sup>3</sup> m   |
| (4) | 主要な建設改良事業<br>配水施設費 | 市道須々木大溝線配水管布設工事<br>市道細江111号線配水管布設替工事<br>市道細江70号線配水管布設替工事<br>国道473号配水管布設替工事<br>大江配水池造成工事<br>大江配水池本体築造工事 外<br>事業費 427,316千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|            | 収 | 入           |
|------------|---|-------------|
| 第1款 水道事業収益 |   | 1,086,174千円 |
| 第1項 営業収益   |   | 1,032,398千円 |
| 第2項 営業外収益  |   | 53,766千円    |
| 第3項 特別利益   |   | 10千円        |
|            | 支 | 出           |
| 第1款 水道事業費用 |   | 1,019,495千円 |
| 第1項 営業費用   |   | 969,656千円   |
| 第2項 営業外費用  |   | 47,839千円    |
| 第3項 予備費    |   | 2,000千円     |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額264,468千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,257千円及び過年度分損益勘定留保資金234,211千円で補てんするものとする。)

収 入

|              |           |
|--------------|-----------|
| 第1款 資本的収入    | 285,935千円 |
| 第1項 企業債      | 260,000千円 |
| 第2項 国県補助金    | 12,000千円  |
| 第3項 長期貸付金償還金 | 9,821千円   |
| 第4項 固定資産売却収入 | 10千円      |
| 第5項 その他資本的収入 | 4,104千円   |

支 出

|            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 資本的支出  | 550,403千円 |
| 第1項 建設改良費  | 444,474千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 105,929千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次にとおりと定める。

| 事 項         | 期 間    | 限 度 額     |
|-------------|--------|-----------|
| 大江配水池本体築造工事 | 平成29年度 | 550,000千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 建設改良費
- (2) 限度額 260,000千円
- (3) 起債の方法 普通貸借又は証券発行
- (4) 利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方法で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
- (5) 償還の方法 公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定して償還する。ただし、事業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

81,013千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、14,261千円と定める。

平成28年2月26日提出

牧之原市長 西原茂樹